



令和 7 年 10 月 5 日
千葉県税理士会
千葉西支部
支部長 齊藤 裕介
〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14
習志野商工会議所会館2階
電話 047-455-8200
FAX 047-452-1200

「先例を踏襲しながら自らが先例となる」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 264 名 (うち税理士法人 24) 準会員 2 名 計 266 名

租税教室 開催



習志野市立東習志野小学校

宮本泰介 習志野市長



着任のご挨拶

千葉県税務署長 北村 晋弥

千葉県税理士会千葉西支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

7月の人事異動で、千葉西税務署長を拝命しました北村でございます。

齊藤支部長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

また、税を考える週間や確定申告期における無料相談、租税教室への講師派遣、e-Taxの利用促進としてスマホ申告の指導など、多方面にわたってご協力をいただいておりますこと、深く敬意を表しますとともに、重ねて御礼申し上げます。

さて、国税当局におきましては、税務行政のDXの更なる推進に取り組む中で、今事務年度は、

国税納付手続におけるキャッシュレス納付のうち、特に納付機会の多い「源泉所得税のキャッシュレス納付」の推進に力を入れて取り組むこととしております。

千葉県税理士会千葉西支部の皆様におかれましては、引き続き顧問先の皆様に対して、法人税のALL e-Taxや相続税申告、所得税のスマホ申告、納税証明書のオンライン申請などの申告・申請手続におけるe-Tax利用、キャッシュレス納付など様々な側面からの業務のデジタル化促進を働きかけていただきますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、千葉県税理士会千葉西支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

千葉西税務署 定期人事異動による転出・転入者名簿

転 出 等		職 名	転 入 等	
氏 名	発 令 事 項		氏 名	前 任 部 署
五月女浩一	局総務・業セ大手町・統括管理官(総括)	署 長	北村 晋弥	庁長官官房・東京派遣監察官・主任監察官
中島 邦彦	福岡局徴収・特整3・統括徴官	副署長(法徴)	佐々木大介	仙台局総務・人事一・課長補佐
樋口 宜伸	四谷・特官(法人)・特官	特 官(法)	三平 国誉	新宿・特官(法人)・特官
神林 成則	局総務・業セ渋谷・主任管理官	管 運 統 括	石坂 理恵	成田・管運3・統括徴官
松本 宏和	局徴収・特整総二・評専官	徴収1統括	亀川 貴義	局徴収・特官・主査
顕谷 健司	神田・酒・酒類指導官	徴収総括上席	梶野 史紀	茂原・徴収・上席
寺岡 開	市川・個人1・統括調官	個人1統括	古瀬 哲也	茂原・個人1・統括調官
齋藤 一夫	千葉南・個人4・統括調官	個人2統括	酒井 英雄	市川・個人5・統括調官
神 祐治	辞 職	個人3統括	亀崎 政幸	四谷・個人1・連調官
鈴木将一郎	松戸・個人6・統括調官	個人5統括	山田 利和	芝・個人5・統括調官
沼田 慎也	局査察・査察国際・国専官	個人連調官	榎崎 元	足立・個人1・記推官
草深 智道	板橋・資産1・統括調官	資産1統括	金丸 崇	京橋・資産・統括調官
澤井 敏子	成田・資産1・統括調官	資産2統括	捧 浩章	江戸川南・資産・統括調官
日俣 成章	日本橋・特官(法人)・特官	法人1統括	林 圭悟	品川・法人4・統括調官
小玉 貴	本所・法人・上席	法人2統括	谷本 千晶	千葉西・法人1・連調官
清水 勝也	木更津・法人1・統括調官	法人3統括	藁谷 貴弘	柏・法人6・統括調官
市橋 直彦	京橋・個人5・統括調官	法人5統括	高橋 敦	局査察・査察24・主査
谷本 千晶	千葉西・法人2・統括調官	法人連調官	嶋谷 賢一	局調三・調査31・調査官
丸山 浩美	葛飾・法人1・連調官	課長補佐	石丸 憲義	局総務・税相・相談官補
上村 一斗	江戸川北・総務・総務係長	総務係長	川瀬 元基	局課一・料調二・実査官

◆◆◆◆◆ 租税教室の講師を担当して ◆◆◆◆◆

八千代市立村上小学校

石川 曜子

7月1日、本年度第1回目の租税教室講師を八千代市立村上小学校にて、担当いたしました。久々の租税教室講師、しかも3クラス合同ということで緊張しましたが、村上小学校の児童は全体的に学習意欲が高く、質問には手を上げて積極的に答えてくれました。

1億円のレプリカには「え?!本物?!」という反応で盛り上がりました。小学校の租税教室ならではの楽しさです。

今回、教科書の後ろに「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう」と書かれるようになったことを初めて知りました。

児童たちも「しっかり勉強して、他の人を支えられる人になってください」という言葉を素直に受け止めてくれていました。

最後に質問を受け付けたところ、「税金を誤魔化すと税額が増えるということですが、どれくらい増えるのでしょうか」というなかなか鋭い質問がありました。重加算税や延滞税がかかる場合もあることを説明したのですが、児童の中から、「税金は期日までにきちんと払うということですね」という声があり、今回の授業内容をしっかり理解してもらえた実感できました。



習志野市立秋津小学校

千葉市立検見川小学校

塚田 洋一

7月4日に習志野市立秋津小学校、9月5日に千葉市立検見川小学校の講師を担当させていただきました。

普段は小学生と接する機会がないところ、初めての租税教室の担当であり、どちらの教室も緊張の連続でした。授業中にザワザワしたりよそ見したりしないか当初は不安でしたが、実際には皆さん真面目に話を聞いてくれました。

授業はDVD視聴を挟んで支部所定の租税教室シナリオ(小学生用)に沿って進めていきました。話す際には一字一句には拘らず、明瞭な声で小学生に語り掛ける口調を心がけました。対話重視の観点から要所で質問を投げかけましたが、当方が質問する前に積極的に手を挙げる児童も多く、発言者が偏らないよう配慮が必要と思いました。一部には、消費税率の問いに10%に加えて飲食料品の税率8%を答える児童、103万円の壁を絡めて発言する児童もいて、意識の高さが伺えました。

検見川小学校は40分の短縮授業でしたが、45分のシナリオに沿って通常ペースで進めてしまったため、3分のタイムオーバーになってしまいました。反省点として次回以降の改善を心がけたいと思います。

なお、1億円のレプリカは、どちらの教室も大好評でした。重量物という課題はありますが、小学校の租税教室には欠かせない印象を受けました。



市長による習志野市立東習志野小学校での租税教室

広報部長 根本 幹哉

2025年7月11日、習志野市総合教育センター研修室にて、習志野市立東習志野小学校6年生(4クラス合同・137名)を対象に習志野市役所主催の租税教室が実施されました。

当日は、習志野市租税教育推進協議会の会長である宮本泰介習志野市長が講師を務められ、税の大切さや役割について、児童にも分かりやすくお話いただきました。市長が租税教室の講師を務められるのは今回が初めてでしたが、暖かな雰囲気の中で進行し、児童の関心を大いに引き出していました。加えて、市の行政についても具体例を交えてご紹介いただき、市長ならではの視点ー税理士では語りきれない市政の最前線の話題ーも盛り込まれた充実の内容となりました。

千葉西税務署からは

- ・北村 晋弥 署長
- ・鈴木 敏子 副署長
- ・石丸 憲義 課長補佐

千葉西支部からは

- ・齊藤 裕介 支部長
- ・齊藤 雅幸 副支部長
- ・飯野佳代子 租税教育推進部長
- ・齊藤 舜 (会員)
- ・根本 幹哉 (筆者)

が租税教室を見学し、租税教室終了後に市長と懇談するなど地域ぐるみでの租税教育の実践となりました。

児童の声・標語より (一部抜粋)

- ・「税金がないと、人々は安全に暮らしていけなくなるんだと思った。
(税金で 安全で楽しい 国づくり)」
- ・「税金は巡り巡って私たちにかえてくるのだなと思いました。(公園に 救助活動 税金で)」
- ・「税金がないと、みんなが不便になってしまうから、大人になったら、ちゃんと税金を払おうと思いました。
(税金は みんなの未来 守るため)」
- ・「『税』という言葉は払うだけだと思いがちだけど、身近な公共施設を使えると考えれば見方が変わってくると思った。
(税金は 未来へつなぐ 大事なもの)」
- ・「税金は、みんなで支え合って生活していくためにとても大切だと思った。
(税金で みんなを守る つみかさね)」

税の仕組みを学び、社会の一員としての自覚を育む大変有意義な機会となりました。これから次世代への租税教育を、地域の皆さまと協働して推し進めてまいります (齊藤裕介支部長)。

なお、宮本市長には今後もぜひご登壇いただければ幸いです。



制 度 部

令和 7 年 7 月 31 日
千葉県税理士会
千葉西支部 制度部

令和 9 年度税制改正要望書意見書（要約）

本書は、千葉西支部会員に対し意見募集を行い、会員より寄せられた意見・要望の中から制度部において意見の集約整理をするとともに、前年の意見書に寄せられた事項についても検討を加えたものである。

なお、本意見書の作成にあたっては、「現代社会に適合した公平な税制を目指すとともに、納税事務の簡素化及び事務負担の軽減を目的とする」を基本方針として取りまとめている。

1. 国税通則法・税務行政手続関係

- (1) 死亡により振替納税が不可能となった場合
の延納及び延滞税に関する適用について（通
法 34 の 2） 継続

納税者が振替納付期日前に死亡した場合には、その相続人等が一定期間内に納付したときは、申告期限までに納付したものと取り扱うべきである。

- (2) 法人の口座振替納付の創設 継続
法人についても、法人税、消費税について
個人同様に口座振替納付を認めて制度を拡充
する。

- (3) 過去の利用者番号の引継ぎ 継続
利用者識別番号の新設時に、過去の申告実績
を引き継ぐものとする。

2. 国税共通

- (1) 印紙税について 継続
印紙税法の廃止を要望する。
- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存
について（電帳法 7） 継続
電子取引情報について、電磁的記録の保存
以外に電子計算機出力装置（プリンター等）
により出力した書面による保存を認めるべき
である。

3. 所得税関係

- (1) 確定申告期限の繰り下げ（所法 120）

継続

所得税の確定申告期限を 4 月 15 日とする。

- (2) 親族に対する対価の必要経費の算入につ
いて（所法 56, 57） 継続

事業者から対価を受ける親族がいる場合の
必要経費の特例を改め、生計を一にする親族
であっても、これらの者に対して支払う賃借
料・報酬等について、その相当額の必要経費
の算入を認めるべきである。

- (3) 公営競技の払戻金に対する課税について

継続

競馬競輪競艇等の投票券の払戻金について
は非課税とする。

- (4) 証券取扱い業者等の取り扱う金融商品につ
いて 継続

証券取扱い業者が取扱う金融商品につい
て、その課税形態（一般株式、証券投資信託、
証券投資信託（海外）（国内）公社債投資信託・
雑・総合譲渡等の課税上の取扱い科目）を取
引報告書・商品パンフレット等に記載する商
品名に併記することを義務付けることを要望
する。

(5) 譲渡所得課税における予定申告制度の創設について 継続

不動産等の譲渡等があった場合において、その譲渡日以後申告期限までの間に譲渡所得税及び譲渡住民税について予定申告・予定納税ができる制度を新設すべきである。

(6) 食事支給による経済的利益に対する課税の見直し（所基通36-38の2） 継続

食事支給による経済的利益が無いものとされる金額上限を引き上げるべきである。

(7) 通勤手当の非課税限度額見直し（所令20の2） 継続

通勤手当の非課税限度額を引き上げるとともに、通勤距離2キロ未満についても、一定の非課税限度を設けるべきである。

(8) 扶養控除及び特定扶養親族における年齢の判定時期（所法2①34-2、34-3） 新規

扶養親族および特定扶養親族における年齢の判定時期を4月1日とする。

34の2

控除対象扶養親族 扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

イ 居住者 その年の4月1日における年齢15歳以上の者。

ロ 非居住者 その年の4月1日における年齢15歳以上…（略）

34の3

特定扶養親族 控除対象扶養親族のうち、その年の4月1日における年齢が18歳以上22歳未満の者をいう。

【理由】

扶養控除及び特定扶養控除における年齢制限は児童手当制度との調整及び高等学校等就学支援金制度との調整を図る観点から現在の年齢制限になっている。しかしながら現在の年齢による判定は12月31日を基準としていることから、早生まれの扶養親族を有する納

税者については、適切な時期に控除を受けることができないという弊害が生じるため早期に是正が必要である。

4. 源泉所得税関係

(1) 源泉所得税の納付期限の見直しについて（所法183） 継続

源泉所得税の納付期限について、翌月末日と改めると共に、納期の特例の期限についてもそれぞれ1月末及び7月末と改める。

(2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請の提出時期について（所法217） 継続

新たに源泉徴収義務者となった法人及び個人については、その提出期限を、設立から3月以内もしくは、納期の特例による納期限のいずれか早い日までその提出期限を延長し、かつ、その提出の効果を設立の日又は新たに源泉徴収義務者となった日まで遡及して適用すべきである。

5. 法人税関係

(1) 居住者に対する役員給与の取り扱いについて（法34①） 継続

居住者に対する役員給与について原則損金算入とし、不相当に高額なもののみを損金不算入の対象とすべきである。

(2) 相当の地代の見直し（法令137 法通13-1-2） 継続

相当の地代を次の通り改定する。

自用地評価額×基準年利率（長期）

+固定資産税額 = 年間の相当な地代

6. 消費税関係

(1) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例について（消法37） 継続

簡易課税制度選択期間中においても、常に原則課税制度による申告を可能とする制度とすべきである。

- (2) 一括比例配分方式の継続適用義務について
(消法 30 ⑤) 継続

一括比例配分方式の継続適用義務を廃止すべきである。

- (3) 課税売上割合の計算方法について
(消法令 48) 継続

課税売上割合の算定にあたって、固定資産の譲渡及び投資性資産の譲渡についても、有価証券の譲渡同様に、その算入に一定の制限をすべきである。

- (4) 仕入税額控除の分割控除 継続

固定資産取得にかかる消費税については、その耐用年数（もしくはこれに準じた年数）により分割控除とすること。

- (5) 適格請求書保存要件の緩和 継続

適格請求書の保存がない場合においても、取引相手が適格請求書発行事業者であることが確認できかつ、取引内容が課税取引であることが確認できる場合には、適格請求書の保存を免除する。

- (6) やむを得ない理由による適格請求書の保存義務の免除 継続

やむを得ない事情で適格請求書の保存が出来なかった場合には、取引その他の状況により適格請求書発行業者からの課税仕入れであることが推認できる場合には、適格請求書の保存義務を免除し仕入税額控除を認めることを要望する。

- (7) 適格請求書記載事項の省略 継続

適格請求書の記載事項については適格事業者番号並びに税率及びその税率ごとの課税資産の譲渡等の金額の税込合計額のための記載とすべきである。

- (8) 適格請求書発行事業者外からの仕入税額控除について 継続

適格請求書発行事業者外からの課税仕入れについても、一定割合の仕入税額控除を認めるべきである。

- (9) 少額取引における適格請求書保存の免除について（インボイス Q & A 問 108） 継続

3 万円未満の課税仕入については、適格請求書の保存を必要とせず、帳簿記載のみで仕入税額控除を認めるべきである。

7. 相続税関係

- (1) 債務控除について（相法 13 条） 継続

債務及び葬式費用の控除対象者を「相続又は遺贈により財産を取得したすべての者」とすべきである。

- (2) 贈与税の申告書提出期間及び納税期間について（相法 28 条） 一部修正

贈与税の申告書の提出期限を贈与時から、翌年 4 月 15 日までの間とし、納税手続きもその期間に合わせて可能とする制度を要望する。

- (3) 相続税の申告期限について（相法 27 条） 継続

相続税の申告期限を相続の開始があったことを知った日から 1 年以内とする。

8. 地方税関係

- (1) 個人住民税の特別徴収について① 継続

個人住民税の特別徴収に関しては、給与受給者の選択制とすること。

- (2) 個人住民税の特別徴収について② 継続

個人住民税の特別徴収についても普通徴収同様に口座振替を拡充する。

- (3) 中小企業者に係る事業税の収入割について 継続

中小企業者の電気・ガス供給業については、事業税の課税標準を、一般の事業と同様に所得課税である所得割とすべきである。

※紙面の都合上、千葉県税理士会 調査研究部に提出したものの中から、継続のものについては、提案理由を削除し、要約したものである。詳細については支部へお問い合わせください。

各部だより

総務部

鴫田 祐一

千葉西税務署前に設置されている税理士掲示板ですが、日本税理士会連合会と国税庁との協議の結果、税理士掲示板における税理士会員情報の掲載取止め（税理士掲示板の廃止）が決定されました。この決定を受けて、税理士掲示板の名札の撤去作業を9月18日に行いました。

取り外した名札は会員の皆様へ返却いたします。よろしくお願いいたします。

〈行事予定〉

○10月14日（火）

第3回 幹事会・研修会・例会・連絡会

場所：習志野商工会議所 3階会議室

○12月18日（木）

研修会・例会・連絡協議会・忘年会

場所：ホテル ザ・マンハッタン

○1月16日（金）

第4回 幹事会・研修会・例会・連絡会

場所：習志野商工会議所 3階会議室

〈報告事項〉

○9月5日（金） 新入会員歓迎会

場所：季節料理 鮮

26名の方にご参加いただきました。皆様ご協力ありがとうございました。



研修部

太和田 章

〈今後の研修予定〉

○10月14日（火）

場所：習志野商工会議所

演題：「税理士損害賠償訴訟を含む最近の注目判決」

講師：内田久美子 先生

○11月7日（金）

場所：習志野商工会議所

演題：「年末調整・綱紀監察」

講師：千葉西税務署 担当者

○12月18日（木）

場所：ホテル ザ・マンハッタン

演題：「あなたの個人情報狙われている！誰でもが被害に遭う危険性とその対策について」

講師：京師美佳 氏

○1月16日（金）

場所：習志野商工会議所

演題：「確定申告の留意点」

講師：千葉西税務署 担当者

税務支援対策部

内藤 和夫

1. 確定申告無料相談会について

令和7年度確定申告（令和8年1月～2月開催）

大会場 ・実叡コミュニティセンター

1月28日（水）29日（木）

2日間

・勝田台文化センター

2月4日（水）5日（木）6日（金）

3日間

習志野市1か所

八千代市1か所

2. 確定申告無料相談会アンケートの実施について

アンケート用紙を同封します。

租税教室推進部

飯 野 佳代子

租税教室について

〈実施予定〉

○ 10 月 8 日 (水)

秀明八千代高等学校(485名)

○ 10 月 17 日 (金)

習志野市立第二中学校(195名)

○ 11 月 11 日 (火)

習志野市立習志野高等学校(320名)

〈実施結果〉

○ 9 月 4 日 (木)

千葉市立美浜打瀬小学校

4 クラス (115 人) を 3 名の会員で実施

○ 9 月 5 日 (金)

千葉市立検見川小学校

4 クラス (125 人) を 2 名の会員で実施

租税教室講師研修

〈実施予定〉

○千葉東税務署主催

10 月 9 日 (木)

会場：千葉西税務署

パワーポイントを使用した租税教室の実演

〈実施結果〉

○本会主催

9 月 10 日 (水)

ライブ配信 (2 時間)

学習指導要領における租税教育の扱い

(講師：前高等学校総括教諭)

厚生部

豊 田 慎 樹

〈行事予定〉

○ 10 月 7 日 (火)

支部対抗ソフトボール大会

場所：稲毛海浜公園

○ 11 月 9 日 (日) ～ 10 日 (月)

支部旅行

場所：長野県上田方面

○ 11 月 11 日 (火)

商工会議所マスターズゴルフ

場所：佐倉カントリークラブ

○ 11 月 13 日 (木)

支部対抗テニス大会

場所：稲毛海浜公園

○ 12 月 12 日 (金)

囲碁将棋大会

場所：千葉県税理士会館

〈結果報告〉

○ 8 月 6 日 (水)

千葉県税理士協同組合創立 20 周年記念

支部対抗ボウリング大会

場所：アサヒボウリングセンター

総合順位：6 位

○ 9 月 8 日 (月)

千葉県税理士協同組合創立 20 周年記念

秋季支部対抗ゴルフ大会

場所：泉カントリークラブ

総合順位：9 位

ネットが便利

申告・納税

e-Tax

消費税は期限内に！

会員の異動

○新入会員



石郷岡 公 裕

令和7年7月7日（東京会より）

八千代市緑が丘1-1106-5

八千代緑が丘オフィス1号室

TEL 090-1425-6521



中 戸 秀 樹

令和7年7月23日（新規入会）

千葉市花見川区幕張町5-417-324

幕張ガーデンフォート702号

TEL 070-8958-7033

趣味 パワースポット巡り



海老名 佑 介

令和7年8月2日（東京会より）

千葉市美浜区中瀬1-6

mBAY POINT 幕張低層棟2F

リージャス幕張センター s-02

TEL 080-6611-3835

趣味 ベンチプレス・野球

榎 本 功

令和7年7月23日（新規入会）

八千代市緑が丘西6-4-8

TEL 090-6176-7559

曾 田 尚 宏

令和7年7月23日（新規入会）

千葉市美浜区中瀬2-6-1

ワールドビジネスガーデン

マリブイースト17F

JBA 税理士法人 千葉事務所

TEL 043-306-3455

訃 報

●大嶋 啓昭会員ご母堂

大嶋 いそ子様（享年91歳）

令和7年8月31日ご逝去

●霞 晴久会員ご尊父

霞 晴雄様（享年94歳）

令和7年9月6日ご逝去

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

編 集 後 記

ようやく酷暑もひと段落つき、過ごしやすい気候になりました。

この度私事でありますが、去る9月16日に弊所新事務所の建設引渡しが完了しました。独立開業から丸8年が経過しました。開業時点で確定していた関与先は個人確定申告2名でした。現在継続関与先は法人個人併せて約130件ほどです。非才なる我が身としては、随分と頑張った、と自己採点しております。

ここまで、事業者として全てが暗中模索であった中、会員の皆様には経営上実務上の助言をいただいたからこそ、それなりに充実した現状があります。

ここから、税理士人生第2章、引き続きご指導ご鞭撻をよろしくお願いします。変わらず仲良くしていただけますと、まっこと幸甚でございます。（廣瀬 大典）



税理士界一筋おかげさまで50周年

「税理士とその関与先のために」 創業以来の理念です。

日税グループは、この理念のもと、
税理士先生とご一緒に関与先企業の発展を支え、
そこに関わる全ての方々を豊かにすることで、
日本社会に貢献してまいります。

集金事務代行

不動産コンサルティング
(仲介・有効活用、鑑定評価等)

研修
(税理士向け、関与先向け等)

総合コンサルティング
(資産・事業承継、M&A)

保険の有効活用

信託

資金繰り改善
(ファクタリング等)

税理士とその関与先のために

50th
NICHIZEI GROUP

日税グループ

株式会社 日税ホールディングス

株式会社 日税サービス

株式会社 日税ビジネスサービス

株式会社 日税経営情報センター

株式会社 日税不動産情報センター

株式会社 日税信託

株式会社 共栄会保険代行

株式会社 Doitプランニング

証ひょうはAI-OCR、 さらに銀行APIやCSVはAI仕訳。



預金通帳・証ひょう



銀行API



銀行・クレジットカードCSV

3つの仕訳生成機能で入力業務を大幅に削減！

新登場

AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システム™

- 仕訳入力の大半を占める **預金通帳・証ひょう** は読み取るだけで仕訳データを生成。
- **銀行API** との連携で取引データを自動収集・仕訳生成。1,000社超の金融機関に対応。
- 銀行・クレジットカード取引の **CSV** も取り込むだけでAI仕訳。

— 入力業務削減は「JDL AI」。

JDL Liberty®



JDL AI®

AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システム™

標準搭載



あっという間に仕訳が生成される様子を画面でご覧いただけます！



株式会社 日本デジタル研究所

本社／〒136-8640 東京都東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111 (大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

千葉営業所／〒260-0028 千葉市中央区新町1000 (センシティタワー14F) … Tel.043-301-7201(代)